

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1796号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第6-183号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第17（裏面） （略） 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</p>	<p>様式第17（裏面） （略） 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（<u>新潟市長</u>）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</p>
<p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>備考 （略）</p>	<p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（<u>新潟市</u>）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>備考 （略）</p>
<p>様式第18（裏面） （略） 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</p>	<p>様式第18（裏面） （略） 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（<u>新潟市長</u>）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</p>

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第19（裏面）

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第20（裏面）

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認め

られる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第19（裏面）

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第20（裏面）

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を

られる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第21（裏面）

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第22（裏面）

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を

経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第21（裏面）

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第22（裏面）

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間

経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第23（裏面）

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第24（裏面）

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間

やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第23（裏面）

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第24（裏面）

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第26（裏面）

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第27（裏面）

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第26（裏面）

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第27（裏面）

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。